

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
【英訳名】	Hokuhoku Financial Group,Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高木 繁雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	富山市堤町通り1丁目2番26号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人 札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- (1) 当社取締役社長高木繁雄は、金融商品取引法令に基づく、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用に責任を有しております。
- (2) 当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用は、一般に公正妥当と認められる「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（平成19年2月15日 企業会計審議会）及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（平成19年2月15日 企業会計審議会）に準拠しております。
- (3) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の「 内部統制の基本的枠組み 3. 内部統制の限界」に記載のとおり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日
平成21年3月31日
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準
一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制評価の基準に準拠いたしました。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要
当社の「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」に基づき、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制（以下「全社的な内部統制」という）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。
- (4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲
全社的な内部統制については、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象としました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの資産、経常収益、経常利益及び当期純利益の概ね90%の指標により重要な事業拠点を選定しております。重要な事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスについて、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、評価範囲として合理的に決定しております。当該勘定科目には預金、有価証券、貸出金のほか、貸倒引当金が含まれております。さらに、重要な事業拠点として選定されていない事業拠点を含めて、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。